

第6学年 総合的な学習の時間 の実践展開

1 学習計画（全3時間）

時	小単元名	指導内容	備考
～	「著作権」って何だろう（本時）	・身の回りのCDや本，絵画などの著作物をもとに，著作権に関する知識を身に付ける。	1 学期実施
	「引用」や「コピーライトマーク」について理解しよう	・©マーク（Copyright (C) 1999-2005 Inc. All Rights Reserved）等の表記について理解する。	1 学期実施
	職業に関する調べ学習をしよう	・将来就きたい職業について説明されているホームページや本，パンフレットの資料を集たり，引用したりしながらプレゼンテーション原稿を作る。	1～2 学期実施

2 授業の流れ

ア 目標

- ・著作権侵害の例やクイズ形式の活動を通して，著作権に関する基礎知識を身に付け，著作権を大切にしようとする態度を育てる。

イ展開

活動の項目・内容	準備・資料	支援・援助の配慮，評価
<p>1 学習のめあてを確認する 「著作権」って何だろう</p> <p>・身近な例での著作権侵害についての例を挙げる</p> <p>2 Web教材を使って著作権について理解を深める</p> <p>3 著作権の ×クイズを行い，著作権に関する知識を身に付ける。</p> <p>4 著作権に関する大切な事柄を整理し，まとめる。</p>	<p>・新聞やインターネットからの記事を引用し，プリント・配布する。</p> <p>「楽しく学ぼうみんなの著作権」 http://deneb.nime.ac.jp/contents/school_child/</p> <p>「著作権クイズ」 http://www.memuro-jh.memuro.net/memurohp/Kuizu.html</p> <p>「コピーライトワール」ド http://www.kidscribc.com/</p>	<p>・本や映画や音楽，写真などの違法コピーやダウンロードなどのニュース記事をプリントし，配布する。</p> <p>・大画面のディスプレイを活用し，児童が意識を高めながら授業に参加できる雰囲気活動を進める。</p> <p>評Webページを見ながら，楽しみながら著作権に関する知識を習得することができたか。</p> <p>・児童の発達段階に合わせ，小学生に身近な事柄を取り上げたサイトを利用する。</p> <p>評クイズを解きながら，確かな著作権に関する知識や，事例にそって著作権に関する判断・行動をすることができるか。</p> <p>・ポイントを類型化し，シンプルに理解できるように，箇条書きで板書をする。</p>

第6学年国語科「伝え合おう わたしの意見」実践展開
学習計画（全6時間）

時	学習活動	指導内容	場所・備考
	本や新聞記事やインターネットからニュースの集め方を知る	・本の著作者，出版社，新聞記事の執筆者などは表紙や後付けに，新聞記事の著作者は記事の最後に，ホームページの作成者はホームページ内に記載してあることを説明する。（ホームページ内に記載がない場合は，ホームページ名やアドレスを明記する）	コンピュータ室
	本，新聞記事，インターネットから，自分をもっとも話してみたい話題を選ぶ	・様々な資料を使って，自分がスピーチしてみたい話題を選び出す。	コンピュータ室
	取材した記事をもとに，自分のスピーチメモを作る（本時）	・ワークシートに，取材した記事の題名，筆者や作成者，年月日やアドレスなどを必ず記載する。	コンピュータ室，教室 教室
	スピーチに必要な資料を用意し，メモをもとに，各自発表の準備や練習をする。	・事実と意見を組み合わせ，根拠を明確にしたわかりやすいスピーチの組み立てをして，話す練習をする。	コンピュータ室
～	スピーチ発表会を開き，お互いに評価活動をする。	・発表会を行い，根拠の明確さ，話し方などを観点に，児童が相互評価を行う。	

授業の流れ

ア 目標

- ・意見文を書く活動を通して，資料活用の仕方（出典や作者，著者の明記，引用の仕方）を身に付ける。

イ 展開

- ・出典を明らかにした資料の活用の仕方，資料からの引用の仕方を理解し，意見文を作る際の根拠，資料として活用できるようにする。

活動の項目・内容	準備・資料	支援・援助の配慮，評価
<p>めあてを確認する</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">意見文での資料の使い方，引用の仕方を学ぼう</div>		
1 本や新聞やインターネットの記事の中で作成者や日時がどこに明記されているか確認する	本，新聞，インターネットのニュースをプリントしたもの	・書籍の表紙や後書き，後付の著者名が明記された場所，新聞の記事の著者が書かれている場所，ホームページの題名やアドレスが出ている場所を確認する。
2 資料を自分の意見文の中にどのようにして加えるのかを確認する	プリント，パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・引用と参考の区別をすることを以前の児童の作品をもとに説明をする。 ・情報の出所を明確にし，情報の発信された年月日，作者（著者），会社名，サイト名，アドレスなどを明記することを押さえる。 ・引用には「」を付け，その上で自分の意見文との区別をはっきり

<p>3 取材した記事をもとに、自分のスピーチメモを作る</p> <p>4 次時の学習の確認をする</p>	<p>ノート</p>	<p>することを説明する。</p> <p>評 資料の活用の仕方、意見文への資料の入れ方を理解することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スピーチ原稿の下書きに、取材した記事の題名、筆者や作成者、年月日やアドレスなどを必ず記載するように説明する。 ・作成した下書きを教師が通読し、出典の明記、引用の仕方をチェックした上で発表原稿を完成することを予告する。 <p>評スピーチ原稿の下書きを、資料の出所、引用には「」を用いて書かれているか。</p>
---	------------	---

学習計画（全4時間）

時	小単元名	指導内容	備考
	私たちの学校のホームページのアップの仕方を学ぼう	・本校のX00PS(ブログ形式)のホームページの構成と記事のアップの仕方について理解する。	1学期実施
	写真をホームページに載せてみよう	・ホームページの記事の素材にする写真の撮影の仕方について学ぶ。同時に，他人の作品を勝手にまねしたり，写真に撮影して見せたりしてはいけないことを押さえる。	1学期実施
	全校集会でコンピュータを使うマナーや著作権について発表する（本時）	・国語や社会，総合的な学習など，調べ学習の中で，勝手に他の人の文章や写真などを使ってまとめることは許されないことを，全校児童に理解させる。	1学期実施
	ホームページの記事を作ってみよう	・素材や記事を集め，分担制でホームページの記事をアップする。	1～2学期実施

学習の流れ

ア 目標

- ・コンピュータの使い方のマナーと著作権について理解し，今後の学習や活動の中で，適切に機器や情報を扱える児童の育成を目指す。

イ 展開

活動の項目・内容	準備・資料	支援・援助の配慮
1 情報委員会の活動について説明する	学習グループウェア ソフト「スタディノート」 プロジェクタ	・全校児童が理解しやすいように，プロジェクタを使い，壁面に投影しながらプレゼンテーションをする。
2 コンピュータ室やコンピュータ機器の使い方・マナーについて理解する	スライド資料	
3 著作権の大切さについて理解する ・「ちょさくけん」をまもる ・「しょうぞうけんやプライバシー」のしんがい	「ドラえもんのまんがでわかるルールとマナー集」 http://netkun.com/manners/rule2004/02.html	どの学年，児童にも親しみのあるマンガのキャラクターが出てくるサイトを利用し，著作権について分かりやすく説明する。

5 成果と課題

(1) 第6学年「総合的な学習の時間」における著作権を意識した学習

6年生の総合的な学習は，膨大な量の情報に触れる機会であり，その中から必要なものを取捨選択し，発表に使う情報に関しては出典を明らかにしたり，ホームページの写真や文章を引用する際にはメールでホームページ開設者に連絡を入れるなどした。

その結果，発表の場面では，見ている側から，どのような資料から引用したのか，どのようなホームページから借用した画像なのかを明らかにしながら，自分の資料として活用することができた。

(2) 第6学年国語科「伝え合おう わたしの意見」での取り組みの中で

新聞記事や，ホームページのニュースを引用する学習を通して，引用の仕方，引用の大切さを学ぶことができた。スピーチの際，写真や図，表などの資料を適切に提示することにより，話だけでは十分に伝えられない内容についても，聞き手に具体的に理解させることができた。以下，著作権に関わる学習後の児童の代表的な感想を挙げる。

- ・自分の意見の根拠として、新聞などの記事を使うことで、相手を納得させられることが分かった。新聞の記事も誰かが書いたものであるから、カギかっこでくくるなどすると、自分の意見と区別できていい。
- ・友達のスピーチを聞いて、「 の新聞に書かれていた。」とあったので、はっきりと何を根拠として話をしているのか、分かった。
- ・自分の意見の正しさを上手く伝えるためには、写真などを上手く使って、説明するといいいことが分かった。でも、写真は自分でとったものではないので、やっぱり勝手に（写真を）使ってはいけないと思う。
- ・写真や文章を新聞やインターネットから借りてくるときのルールやマナーがよく分かった。書いた人、写真を写した人をはっきりとさせて発表するのはいいことだと思う。自分の文章や絵などが勝手に使われたら、わたしもいやな気分になると思う。

このように引用や資料活用などを著作権に配慮して上手く活用することで、自分の表現がより豊かになることを実感できたという内容や、著作物を作った側に立つと、勝手に使われた場合、いやな気分になるといった内容もあり、著作権に対する意識の高揚が見られた。

（３）情報委員会内での著作権の理解、意識化における取り組みについて

情報委員会に所属している児童で、著作権やネットモラルに関して知識をもっている児童と、全く知らない児童と実態は様々であった。しかし、著作権や個人情報の保護に関する知識は、情報を発信する立場の人間として、必ず知っておかなければならないものである。昨年度は、著作権の保護に関するオリエンテーションの場も設けなかったため、ホームページ作成の際、児童の作品を無許可で記事にしてしまい、慌てて削除したり、作成した児童に掲載の許可を後から確認したりと、事後処理に追われたことも度々であった。今年度、年度初めにモラルや著作権に関する知識を身に付ける活動を行ったことで、児童によるホームページの記事の作成も、著作権に配慮したものになった。

（４）情報委員会による著作権の意識を全校児童に広げる

全校集会では、著作権を言葉として知っていても、どのような内容なのかを理解している児童は少ないと思われる。特に低学年の児童にとっては、集会の中での反応はあまり見られなかった。低学年での著作権の扱いとして、「まねっこ」「かってに人のものを使う」などという表現を使って話すなど、児童の発達段階に応じた表現に配慮をすべきであった。ただ、中・高学年では、社会や総合的な学習など、授業において資料を活用する場面が徐々に増えるので、学年担当教師との連絡を密にするなど、今後も実態に応じた指導ができるようにしていく。

以上、小学校における委員会活動と6学年の総合的な学習の時間、国語科での著作権に関する取り組みを行ったが、小学校の段階から著作権に関する活動をすることにより、著作権の様々な知識を得、資料活用や発表の場面における著作権保護の態度や、上手に著作物と関わっていく姿勢が養われると考えられる。発達段階や教科、領域の学習活動を考えた場合、中学校、高等学校からの著作権に関する学習はすでに遅く、著作物を保護する意識が低いまま成長していってしまう恐れがある。よって本校においても継続的・計画的に低・中・高学年の実態に沿って、総合的な学習の時間や社会等、有効に著作権の学習機会を設けていきたい。

6 参考、資料

著作権の広場 <http://www.cozylaw.com/copy.html>

楽しく学ぼう著作権 コピーライトワールド <http://www.kidscric.com/>

はじめての著作権講座（CRIC） <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime.html>

しまちゃんの情報モラル特別講座著作権クイズ・ドリル

どらえもんのまんがでわかるルールとマナー集（小学館）

<http://netkun.com/manners/rule2004/02.html>